

川崎市公告第1101号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和7年7月4日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園 施設
久末谷中公園	高津区久末2162番2	別 図	780	修景施設 ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。